キャリアコンサルタントに係る
登録試験機関申請等要領

令和８年 10 月

厚 生 労 働 省

目次

Ⅰ　キャリアコンサルタントに係る登録試験機関の概要 2

Ⅱ　登録試験機関の登録要件 3

Ⅲ　登録試験機関の登録に必要な手続き 5
　１．申請の受付（期間）..... 5
　２．申請の提出先..... 5
　３．申請に必要な書類..... 5
　４．申請書類の留意点..... 6

Ⅳ　登録後に必要な手続き、登録の取消し等 7
　１．試験業務規程..... 7
　２．財務諸表等の備付け及び閲覧等..... 7
　３．帳簿の記載..... 8
　４．変更等の届出..... 9
　５．秘密保持義務等..... 10
　６．報告等..... 10
　７．解任命令..... 10
　８．適合命令等..... 11
　９．登録の取消し等..... 11

（参考１）参照条文 12
（参考２）申請書様式 0

【本申請等要領に関するお問い合わせ先】

厚生労働省人材開発統括官付
参事官（若年者・キャリア形成支援担当）付
キャリア形成支援室キャリアコンサルティング係

電　話：03-5253-1111（内線 5975）
住　所：〒100-8916　東京都千代田区霞が関１－２－２

【はじめに】

本申請等要領は、キャリアコンサルタント登録制度のうち、キャリアコンサルタント試験の実施に関する事務を行わせる「登録試験機関」について、登録に必要な申請等の手続き等についてお知らせするものです。

Ⅰ　キャリアコンサルタントに係る登録試験機関の概要

○　職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号。以下「法」という。）に基づき、平成 28 年４月１日より、キャリアコンサルタントが名称独占資格として法定化され、登録制度が始まりました（法第３章第８節）。

○　これに基づき、キャリアコンサルタント試験に合格した者は、厚生労働省に備えるキャリアコンサルタント名簿に、氏名、事務所の所在地等の登録を受けることで、キャリアコンサルタントとなることができます（法第 30 条の 19）。

○　キャリアコンサルタントの試験の実施に関する業務（以下「資格試験事務」という。）については、厚生労働大臣の登録を受けた法人（以下「登録試験機関」という。）に行わせることができることとされています（法第 30 条の５第１項）。

Ⅱ　登録試験機関の登録要件

○　登録試験機関の登録については、資格試験業務を行おうとする者の申請により行うこととされています（法第 30 条の５第２項)。

○　厚生労働大臣は、登録試験機関の申請を行う者が次の欠格要件のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならないこととされています（法第 30 条の６)。

〔欠格要件〕

（１）　職業能力開発促進法又は同法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

（２）　法第 30 条の 15 の規定により登録を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者

（３）　申請者の役員のうちに（１）に該当する者がある者

（４）　申請者の役員のうちに法第 30 条の 12 の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して２年を経過しない者がある者

○　登録試験機関の申請について、厚生労働大臣は、申請が次の基準のいずれにも適合していると認めるときは、その登録をしなければならないこととされています（法第 30 条の７並びに職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号。以下「規則」という。）第 48 条の７及び第 48 条の８)。

〔登録の要件等〕

（１）　次に掲げる科目について試験を行うこと。

①　職業能力開発促進法その他関係法令に関する科目

②　キャリアコンサルティングの理論に関する科目

③　キャリアコンサルティングの実務に関する科目

④　キャリアコンサルティングの社会的意義に関する科目

⑤　キャリアコンサルタントの倫理と行動に関する科目

（２）　次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する試験委員が試験の問題の作成及び採点を行うこと。

①　学校教育法による大学において心理学、社会学若しくは経営学に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあった者

②　キャリアコンサルティングに５年以上従事した経験を有する

者

③　①又は②に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

（３）　資格試験業務の信頼性の確保のための次に掲げる措置がとられていること。

①　試験業務規程（Ⅳの「１．試験業務規程」参照）に従い資格試験業務の管理を行う専任の部門を置くこと。

②　試験に関する不正行為を防止するための措置を講じること。

③　終了した試験の問題及び当該試験の合格基準を公表すること。

④　資格試験業務の実施に関する計画として、次のいずれにも適合する計画を定めていること。

- 資格試験業務を適正かつ確実に実施するために必要な職員の確保について定められていること。
- 資格試験業務を適正かつ確実に実施するために必要な事務所その他の設備の確保について定められていること。
- 資格試験業務に係る経理が、他の業務に係る経理と区分して整理されることとされていること。

⑤　④の資格試験業務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有し、かつ、次のいずれにも該当すること。

- 全国的な規模で継続して毎年１回以上キャリアコンサルタント試験を実施できる資産及び能力を有すること。
- 実技試験における評価基準の調整その他客観的な評価ができるよう必要な措置を講じること。
- 資格試験業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって資格試験業務が不公正になるおそれがないよう必要な措置を講じること。

（４）　債務超過の状態にないこと。

Ⅲ　登録試験機関の登録に必要な手続き

１．申請の受付（期間）

登録試験機関の厚生労働大臣による登録は、資格試験業務を行おうとする者の申請により行うこととされているところ、登録試験機関の登録については、原則として毎年度末（３月下旬）に行い、この申請の受付期間は概ね前年の 11 月頃の１か月程度とします。受付期間の詳細につきましては、厚生労働省ＨＰ（http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/career_consulting/shinsei.html）に掲載いたします。

※申請の期日を過ぎた場合の受付は、一切行いませんので、ご留意ください。

２．申請の提出先

厚生労働省人材開発統括官付
参事官（若年者・キャリア形成支援担当）付
キャリア形成支援室キャリアコンサルティング係

住所：〒100-8916　東京都千代田区霞が関１－２－２
（電話：03-5253-1111（内線 5975））

３．申請に必要な書類

登録試験機関の登録の申請に当たっては、規則第 48 条の６に基づき、登録試験機関登録申請書（規則様式第 12 号の２。以下「申請書」という。）に次の書類を添付して提出することが必要です。なお、登録試験機関の登録を受けるためには登録免許税法（昭和 42 年法律第 35 号）第２条等の規定に基づき、登録免許税 15 万円を納付する必要があります。

〔申請書添付書類〕

（１）定款又は寄附行為及び登記事項証明書
（２）申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における財産目録及び貸借対照表（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）
（３）申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書
（４）会計の監査の結果を記載した書類
（５）申請に関する意思の決定を証する書類
（６）役員の氏名及び略歴を記載した書類
（７）資格試験業務以外の業務を行おうとするときは、その業務の種類及び概要を記載した書類
（８）資格試験業務の実施に関する計画を記載した書類

（９）登録を受けようとする者がⅡの〔欠格要件〕のいずれにも該当しない法人であることを誓約する書面

（10）Ⅱの〔登録の要件等〕の（１）に掲げる試験科目について、（２）の試験委員により問題の作成及び採点が行われるものであることを証する書類

（11）試験委員の経歴を記載した書類

（12）資格試験業務の管理に関する文書として、次に掲げるもの

・試験の実施に関する計画の策定方法に関する文書

・資格試験業務に関する公正の確保に関する事項を記載した文書

（13）Ⅱの〔登録の要件等〕の（３）①の専任の部門が置かれていることを説明した書類

４．申請書類の留意点

・申請書は、正本及び副本各１通提出してください。

・添付書類については１部のみで可。

・申請書の正本には、上記「３．申請に必要な書類」に掲げる申請書添付書類を、それらの書類の一覧表と共に添えてください。また、担当者の連絡先（氏名、役職、電話番号、メールアドレス）が分かるようにした上で提出してください。

・申請書の正本の裏面には、登録免許税納付書又は領収証書をはり付けてください。

・上記「３．申請に必要な書類」の「（５）申請に関する意思の決定を証する書類」については、登録試験機関に係る申請について、法人の意思決定機関（理事会等）において決定した際の議事録等を添付してください。

・上記「３．申請に必要な書類」の「（８）資格試験業務の実施に関する計画」を記載した書類については、試験業務規程（Ⅳの「１．試験業務規程」参照）に定めなければならない事項、資格試験業務に関する事業計画及び収支予算に係る事項、手数料の額及びその積算の基礎に係る事項等を記載してください。

・上記「３．申請に必要な書類」の「（９）登録を受けようとする者がⅡの〔欠格要件〕のいずれにも該当しない法人であることを誓約する書面」については、役員が欠格要件のいずれにも該当しない旨の誓約書を添付してください。

・法人の名称及び住所については登記事項証明書と記載を一致させてください。

Ⅳ　登録後に必要な手続き、登録の取消し等

登録試験機関として登録された後、法等に基づき、以下の手続き等が必要となります。

１．試験業務規程

登録試験機関は、試験業務規程を定め、資格試験業務の開始前に、厚生労働大臣の認可を受けることが必要です（法第 30 条の９第１項前段）。

登録試験機関として登録された後、速やかに、試験業務規程認可申請書（様式第 12 号の３）に試験業務規程を添えて、Ⅲの「２．申請の提出先」に提出してください。なお、試験業務規程には、以下の事項を記載することが必要です（法第 30 条の９第２項及び規則第 48 条の 11）。

〔試験業務規程の記載事項〕

（１）資格試験業務を行う時間及び休日に関する事項
（２）資格試験業務を行う場所及び試験地に関する事項
（３）資格試験業務の実施の方法に関する事項
（４）資格試験業務の信頼性を確保するための措置に関する事項
（５）試験の受験の申込みに関する事項
（６）試験の受験手数料の額及びその収納の方法に関する事項
（７）試験の問題の作成及び試験の合否判定の方法に関する事項
（８）終了した試験の問題及び試験の合格基準の公表に関する事項
（９）試験の合格証明書の交付及び再交付に関する事項
（10）試験委員の選任及び解任に関する事項
（11）資格試験業務に関する秘密の保持に関する事項
（12）不正受験者の処分に関する事項
（13）資格試験業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項
（14）財務諸表等の備付け及び閲覧等の方法に関する事項
（15）その他資格試験業務の実施に関し必要な事項

また、厚生労働大臣は、認可をした試験業務規程が資格試験業務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、登録試験機関に対し、その試験業務規程を変更すべきことを命ずることができることとされています（法第 30 条の９第３項）。

２．財務諸表等の備付け及び閲覧等

登録試験機関は、毎事業年度経過後３月以内に、その事業年度の財産目録、貸

借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（以下「財務諸表等」という。）を作成し、５年間、その事務所に備えて置かなければならないこととされています。（法第 30 条の 11 第１項）。

また、キャリアコンサルタント試験を受けようとする者その他の利害関係人は、登録試験機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができることとされています。ただし、（２）又は（４）の請求をするには、請求人は登録試験機関の定めた費用を支払わなければならないこととされています（法第 30 条の 11 第２項）。

（１）財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

（２）（１）の書面の謄本又は抄本の請求

（３）財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を規則第 48 条の 13 第１項で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

（４）（３）の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則第 48 条の 13 第２項で定めるものをいう。）により提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

３．帳簿の記載

登録試験機関は、次の事項を記載した帳簿を作成し、資格試験業務の全部を廃止するまで保存しなければなりません（法第 30 条の 16 及び規則第 48 条の 14 第１項から第３項まで）。

資格試験業務に関する帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者は、30 万円以下の罰金に処せられます（法第 100 条の２第２号）。

〔帳簿記載事項〕

（１）試験年月日

（２）試験地

（３）受験者の受験番号、氏名、生年月日、住所、個人番号及び合否の別

（４）（３）の受験者の試験の合格年月日

また、登録試験機関は次の書類を備え、試験を実施した日から３年間保存しなければなりません（規則第 48 条の 14 第４項）。

（１）試験の受験申込書及び添付書類

（２）終了した試験の問題及び答案用紙

４．変更等の届出

登録試験機関は、以下の内容に該当する場合には、それぞれ必要な書類を以下の提出先に提出することが必要です。

厚生労働省人材開発統括官付

参事官（若年者・キャリア形成支援担当）付

キャリア形成支援室キャリアコンサルティング係

提出先：career-shinsei@mhlw.go.jp

※電子メールに届出等を添付し、上記メールアドレスあてに電子メールで申請してください。

内容	提出書類	根拠条文
名称、住所、代表者の氏名、資格試験業務を行う事業所の所在地を変更しようとするとき	以下の事項を記載した届出書（変更しようとする日の２週間前までに） ①変更しようとする事項 ②変更しようとする年月日 ③変更の理由	法第 30 条の８第１項、規則第 48 条の９第１項
役員又は試験委員を選任又は解任したとき	以下の事項を記載した届出書 ①選任又は解任された役員又は試験委員の氏名 ②選任又は解任の年月日 ③選任又は解任の理由 ④選任の場合は、選任された者の略歴 ⑤役員の選任の場合にあっては、当該役員が法第 30 条の６第１号に該当しない者であることを誓約する書面 ⑥試験委員の選任又は解任の場合にあっては、法第 30 条の７第１項第１号に掲げる科目について、試験委員により問題の作成及び採点が行われるものであることを証する書類	法第 30 条の８第２項、規則第 48 条の９第２項
試験業務規程を変更しようとするとき	試験業務規程変更認可申請書（様式第 12 号の４）及び試験業務規程（変更に係る部分に限る。）	法第 30 条の９第１項後段、規則第 48 条の 10 第２項
資格試験業務を休廃	資格試験業務休止（廃止）許可申請書（様	法第 30 条の 10、規則

止の許可を受けようとするとき（※1）	式第 12 号の５）	第 48 条の 12

※１：許可を受けずに資格試験業務の全部を廃止した者は、30 万円以下の罰金に処せられます（法第 100 条の２第１号）。

５．秘密保持義務等

登録試験機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあったものは、資格試験業務に関して知り得た秘密を漏らしてはなりません（法第 30 条の 13 第１項）。

当該秘密保持の義務に違反した者は、６か月以下の懲役または 30 万円以下の罰金に処せられます（法第 100 条第４号）。

６．報告等

厚生労働省として登録試験機関の資格試験事務の適正な実施を確認するため、登録試験機関は、毎年３月 31 日までに、同年４月１日以降１年間の事業計画書及び収支予算書を、毎年６月 30 日までに、同年３月 31 日以前１年間の事業報告書及び収支決算書をⅣの「４．変更等の届出」の提出先に提出することが必要です。事業計画書又は収支予算書を変更しようとするときは、事業計画書又は収支予算書の再提出又は変更届の提出が必要です。

この他、厚生労働大臣は、資格試験業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録試験機関に対して資格試験業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、登録試験機関の事務所に立ち入り、資格試験業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができることとされています（法第 30 条の 17 第１項）。

なお、上記の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、30 万円以下の罰金に処せられます（法第 100 条の２第３号）。

７．解任命令

厚生労働大臣は、登録試験機関の役員が、法、法に基づく命令若しくは処分若しくは試験業務規程に違反する行為をしたとき、又は資格試験業務の実施に関し著しく不適当な行為をしたときは、登録試験機関に対し、当該役員の解任を命ずることができることとされています（法第 30 条の 12 第１項）。

また、前段によって試験委員の職を解任され、解任の日から２年を経過しない者は、試験委員となることができないこととされています（法第 30 条の 12 第２項）。

８．適合命令等

厚生労働大臣は、登録試験機関がⅡの〔登録の要件等〕のいずれかに該当しなくなったと認めるときは、登録試験機関に対し、これらの規定に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができることとされています（法第 30 条の 14 第１項）。

また、厚生労働大臣は、資格試験業務の適正な実施を確保するために必要があると認めるときは、登録試験機関に対し、資格試験業務に関し監督上必要な命令をすることができることとされています（法第 30 条の 14 第２項）。

９．登録の取消し等

厚生労働大臣は、登録試験機関がⅡの〔欠格要件〕のいずれかに該当するに至ったときは、その登録を取り消さなければならないこととされています（法第 30 条の 15 第１項）。

また、厚生労働大臣は、登録試験機関が次のいずれかに該当するときは、当該登録試験機関に対し、その登録を取り消し、又は期間を定めて資格試験業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができることとされています（法第 30 条の 15 第２項）。当該命令に違反した場合は、その違反行為をした登録試験機関の役員は 50 万円以下の過料に処せられます（法第 105 条）。

（１）不正の手段により登録試験機関としての登録を受けたとき

（２）「１．試験業務規程」における認可を受けた試験業務規程によらないで資格試験業務を行ったとき

（３）「１．試験業務規程」における変更命令、「７．解任命令」おける解任命令及び「８．適合命令等」における適合命令等に違反したとき

（４）資格試験業務を「４．変更等の届出」における休廃止の許可を受けずに資格試験業務を休廃止したとき、又は「３．帳簿の記載」における帳簿の記載及び保存を行わなかったとき

（５）正当な理由がないのに、「２．財務諸表等の備付け及び閲覧等」後段のキャリアコンサルタント試験を受けようとする者その他の利害関係人からの請求を拒んだとき

（参考１）参照条文

○職業能力開発促進法（抄）

（キャリアコンサルタント試験）

第三十条の四　キャリアコンサルタント試験は、厚生労働大臣が行う。

２　前項のキャリアコンサルタント試験（以下この節において「キャリアコンサルタント試験」という。）は、学科試験及び実技試験によつて行う。

３　次の各号のいずれかに該当する者でなければ、キャリアコンサルタント試験を受けることができない。

一　キャリアコンサルティングに必要な知識及び技能に関する講習で厚生労働省令で定めるものの課程を修了した者

二　厚生労働省令で定める実務の経験を有する者

三　前二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの

４　厚生労働大臣は、厚生労働省令で定める資格を有する者に対し、第二項の学科試験又は実技試験の全部又は一部を免除することができる。

（登録試験機関の登録）

第三十条の五　厚生労働大臣は、厚生労働大臣の登録を受けた法人（以下「登録試験機関」という。）に、キャリアコンサルタント試験の実施に関する業務（以下「資格試験業務」という。）を行わせることができる。

２　前項の登録を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　名称及び住所並びに代表者の氏名

二　資格試験業務を行う事業所の所在地

三　前二号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

３　厚生労働大臣は、第一項の規定により登録試験機関に資格試験業務を行わせるときは、資格試験業務を行わないものとする。

（欠格条項）

第三十条の六　厚生労働大臣は、前条第二項の規定により登録の申請を行う者（以下この条及び次条において「申請者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、登録をしてはならない。

一　この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二　第三十条の十五の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三　申請者の役員のうちに第一号に該当する者がある者

四　申請者の役員のうちに第三十条の十二第一項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者がある者

（登録の要件等）

第三十条の七　厚生労働大臣は、申請者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、厚生労働省令で定める。

一　次に掲げる科目について試験を行うこと。

イ　この法律その他関係法令に関する科目

ロ　キャリアコンサルティングの理論に関する科目

ハ　キャリアコンサルティングの実務に関する科目

ニ　その他厚生労働省令で定める科目

二　次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する試験委員が試験の問題の作成及び採点を行うこと。

イ　学校教育法による大学において心理学、社会学若しくは経営学に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者

ロ　キャリアコンサルティングに五年以上従事した経験を有する者

ハ　イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

三　資格試験業務の信頼性の確保のための次に掲げる措置がとられていること。

イ　資格試験業務に関する規程（試験に関する秘密の保持に関することを含む。以下「試験業務規程」という。）に従い資格試験業務の管理を行う専任の部門を置くこと。

ロ　イに掲げるもののほか、資格試験業務の信頼性を確保するための措置として厚生労働省令で定めるもの

四　債務超過の状態にないこと。

2　第三十条の五第一項の登録は、登録試験機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一　登録年月日及び登録番号

二　第三十条の五第二項各号に掲げる事項

（登録事項等の変更の届出）

第三十条の八　登録試験機関は、前条第二項第二号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

2　登録試験機関は、役員又は試験委員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

（試験業務規程）

第三十条の九　登録試験機関は、試験業務規程を定め、資格試験業務の開始前に、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　試験業務規程には、資格試験業務の実施方法、試験に関する料金その他の厚生労働省令で定める事項を定めなければならない。

3　厚生労働大臣は、第一項の認可をした試験業務規程が試験の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、登録試験機関に対し、その試験業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

（資格試験業務の休廃止）

第三十条の十　登録試験機関は、厚生労働大臣の許可を受けなければ、資格試験業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第三十条の十一　登録試験機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（これらの作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第百五条の二において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間、その事務所に備えて置かなければならない。

2　キャリアコンサルタント試験を受けようとする者その他の利害関係人は、登録試験機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録試験機関の定めた費用を支払わなければならない。

一　財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二　前号の書面の謄本又は抄本の請求

三　財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものをいう。）により提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

（解任命令）

第三十条の十二　厚生労働大臣は、登録試験機関の役員又は試験委員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは試験業務規程に違反する行為をしたとき、又は資格試験業務の実施に関し著しく不適当な行為をしたときは、登録試験機関に対し、当該役員又は試験委員の解任を命ずることができる。

２　前項の規定による命令により試験委員の職を解任され、解任の日から二年を経過しない者は、試験委員となることができない。

（秘密保持義務等）

第三十条の十三　登録試験機関の役員若しくは職員（試験委員を含む。次項において同じ。）又はこれらの職にあつた者は、資格試験業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

２　資格試験業務に従事する登録試験機関の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（適合命令等）

第三十条の十四　厚生労働大臣は、登録試験機関が第三十条の七第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該登録試験機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

２　厚生労働大臣は、前項に定めるもののほか、資格試験業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録試験機関に対し、資格試験業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（登録の取消し等）

第三十条の十五　厚生労働大臣は、登録試験機関が第三十条の六各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならない。

２　厚生労働大臣は、登録試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録試験機関に対し、その登録を取り消し、又は期間を定めて資格試験業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　不正の手段により第三十条の五第一項の登録を受けたとき。

二　第三十条の九第一項の認可を受けた試験業務規程によらないで資格試験業務を行つたとき。

三　第三十条の九第三項、第三十条の十二第一項又は前条の規定による命令に違反したとき。

四　第三十条の十、第三十条の十一第一項又は次条の規定に違反したとき。

五　正当な理由がないのに第三十条の十一第二項の規定による請求を拒んだとき。

（帳簿の記載）

第三十条の十六　登録試験機関は、帳簿を備え、資格試験業務に関し厚生労働省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

（報告等）

第三十条の十七　厚生労働大臣は、資格試験業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録試験機関に対して資格試験業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、登録試験機関の事務所に立ち入り、資格試験業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物

件を検査させることができる。
２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。
３　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（公示）
第三十条の十八　厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。
一　第三十条の五第一項の登録をしたとき。
二　第三十条の八第一項の規定による届出があつたとき。
三　第三十条の十の許可をしたとき。
四　第三十条の十五の規定により登録を取り消したとき。
五　第三十条の十五第二項の規定により資格試験業務の全部又は一部の停止の命令をしたとき。

第百条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
一～三　（略）
四　第三十条の十三第一項（第三十条の二十六において準用する場合を含む。）又は第四十七条第二項の規定に違反して秘密を漏らした者
五　（略）

第百条の二　次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした登録試験機関又は登録試験機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。
一　第三十条の十（第三十条の二十六において準用する場合を含む。）の許可を受けないで資格試験業務又は資格試験業務の全部を廃止したとき。
二　第三十条の十六（第三十条の二十六において準用する場合を含む。）の規定に違反して資格試験業務又は資格試験業務に関する帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。
三　第三十条の十七第一項（第三十条の二十六において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第百五条　第三十条の十五第二項（第三十条の二十六において準用する場合を含む。）又は第四十七条第四項の規定による厚生労働大臣の命令に違反した場合には、その違反行為をした登録試験機関、登録試験機関又は指定試験機関の役員は、五十万円以下の過料に処する。

○職業能力開発促進法施行規則（抄）

（受験資格）
第四十八条の四　法第三十条の四第三項第一号の厚生労働省令で定める講習は、次に掲げる基準に適合するものであることについて、厚生労働大臣の認定を受けた講習とする。
一　別表第十一の三の二の上欄に掲げる科目及び同表の中欄に掲げる範囲に応じ、その時間数が同表の下欄に掲げる時間数以上であること。
二　講習を実施する者の職員、講習の実施の方法その他の事項についての講習の実施に関する計画が講習の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
三　講習を実施する者が前号の講習の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有すること。
２　法第三十条の四第三項第二号の厚生労働省令で定める実務の経験を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　労働者の職業の選択に関する相談に関し三年以上の実務の経験を有する者
二　労働者の職業生活設計に関する相談に関し三年以上の実務の経験を有する者
三　労働者の職業能力の開発及び向上に関する相談に関し三年以上の実務の経験を有する者

3　法第三十条の四第三項第三号の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
一　キャリアコンサルティングに関し、一級又は二級の技能検定において学科試験又は実技試験に合格した者
二　前項各号及び前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働大臣が定める者

（試験の免除）

第四十八条の五　法第三十条の四第四項の厚生労働省令で定める資格を有する者は、次の各号に掲げる者とし、その者に対して、同条第二項の学科試験及び実技試験のうち、それぞれ、当該各号に定める試験を免除する。
一　キャリアコンサルティングに関し、一級又は二級の技能検定において学科試験に合格した者学科試験
二　キャリアコンサルティングに関し、一級又は二級の技能検定において実技試験に合格した者実技試験

（登録の申請）

第四十八条の六　法第三十条の五第二項の規定により登録の申請を行う者は、登録試験機関登録申請書（様式第十二号の二）に次に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。
一　定款又は寄附行為及び登記事項証明書
二　申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における財産目録及び貸借対照表（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）
三　申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書
四　会計の監査の結果を記載した書類
五　申請に関する意思の決定を証する書類
六　役員の氏名及び略歴を記載した書類
七　資格試験業務（法第三十条の五第一項に規定する資格試験業務をいう。以下同じ。）以外の業務を行おうとするときは、その業務の種類及び概要を記載した書類
八　資格試験業務の実施に関する計画を記載した書類
九　登録を受けようとする者が法第三十条の六各号のいずれにも該当しない法人であることを誓約する書面
十　法第三十条の七第一項第一号に掲げる科目について、同項第二号に規定する試験委員（以下「試験委員」という。）により問題の作成及び採点が行われるものであることを証する書類
十一　試験委員の経歴を記載した書類
十二　資格試験業務の管理に関する文書として、次に掲げるもの
イ　試験の実施に関する計画の策定方法に関する文書
ロ　資格試験業務に関する公正の確保に関する事項を記載した文書
十三　法第三十条の七第一項第三号イに規定する専任の部門が置かれていることを説明した書類

2　前項第八号に掲げる書類は、次に掲げる事項を記載したものでなければならない。
一　第四十八条の十一各号に掲げる事項
二　資格試験業務に関する事業計画及び収支予算に係る事項
三　手数料の額及びその積算の基礎に係る事項

（試験科目）
第四十八条の七　法第三十条の七第一項第一号ニの厚生労働省令で定める科目は、次に掲げる科目とする。
一　キャリアコンサルティングの社会的意義に関する科目
二　キャリアコンサルタントの倫理と行動に関する科目

（信頼性の確保のための措置）
第四十八条の八　法第三十条の七第一項第三号ロの厚生労働省令で定める措置は、次に掲げるものとする。
一　試験に関する不正行為を防止するための措置を講じること。
二　終了した試験の問題及び当該試験の合格基準を公表すること。
三　資格試験業務の実施に関する計画として、次の各号のいずれにも適合する計画を定めていること。
イ　資格試験業務を適正かつ確実に実施するために必要な職員の確保について定められていること。
ロ　資格試験業務を適正かつ確実に実施するために必要な事務所その他の設備の確保について定められていること。
ハ　資格試験業務に係る経理が、他の業務に係る経理と区分して整理されることとされていること。
四　前号の資格試験業務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有し、かつ、次のいずれにも該当すること。
イ　全国的な規模で継続して毎年一回以上法第三十条の四第一項のキャリアコンサルタント試験（以下「キャリアコンサルタント試験」という。）を実施できる資産及び能力を有すること。
ロ　法第三十条の四第二項の実技試験における評価基準の調整その他客観的な評価ができるよう必要な措置を講じること。
ハ　資格試験業務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて資格試験業務が不公正になるおそれがないよう必要な措置を講じること。

（登録事項の変更の届出）
第四十八条の九　法第三十条の五第一項に規定する登録試験機関（以下「登録試験機関」という。）は、法第三十条の八第一項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
一　変更しようとする事項
二　変更しようとする年月日
三　変更の理由
２　登録試験機関は、法第三十条の八第二項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
一　選任又は解任された役員又は試験委員の氏名
二　選任又は解任の年月日
三　選任又は解任の理由
四　選任の場合にあつては、選任された者の略歴
五　役員の選任の場合にあつては、当該役員が法第三十条の六第一号に該当しない者であることを誓約する書面
六　試験委員の選任又は解任の場合にあつては、法第三十条の七第一項第一号に掲げる科目について、試験委員により問題の作成及び採点が行われるものであることを証する書類

（試験業務規程の認可の申請）
第四十八条の十　登録試験機関は、法第三十条の九第一項前段の認可を受けようとするときは、試験業務規程認可申請書（様式第十二号の三）に、試験業務規程を添えて、厚生労働大臣に提

出しなければならない。
２　登録試験機関は、法第三十条の九第一項後段の認可を受けようとするときは、試験業務規程変更認可申請書（様式第十二号の四）に、試験業務規程（変更に係る部分に限る。）を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

（試験業務規程の記載事項）
第四十八条の十一　法第三十条の九第二項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一　資格試験業務を行う時間及び休日に関する事項
二　資格試験業務を行う場所及び試験地に関する事項
三　資格試験業務の実施の方法に関する事項
四　資格試験業務の信頼性を確保するための措置に関する事項
五　試験の受験の申込みに関する事項
六　試験の受験手数料の額及びその収納の方法に関する事項
七　試験の問題の作成及び試験の合否判定の方法に関する事項
八　終了した試験の問題及び試験の合格基準の公表に関する事項
九　試験の合格証明書の交付及び再交付に関する事項
十　試験委員の選任及び解任に関する事項
十一　資格試験業務に関する秘密の保持に関する事項
十二　不正受験者の処分に関する事項
十三　資格試験業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項
十四　法第三十条の十一第一項に規定する財務諸表等の備付け及び閲覧等の方法に関する事項
十五　その他資格試験業務の実施に関し必要な事項

（業務の休廃止の許可の申請）
第四十八条の十二　登録試験機関は、法第三十条の十の許可を受けようとするときは、資格試験業務休止（廃止）許可申請書（様式第十二号の五）を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）
第四十八条の十三　法第三十条の十一第二項第三号の厚生労働省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。
２　法第三十条の十一第二項第四号の厚生労働省令で定める方法は、次に掲げるもののうち、登録試験機関が定めるものとする。
一　送信者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

（帳簿の備付け等）
第四十八条の十四　法第三十条の十六の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
一　試験年月日
二　試験地
三　受験者の受験番号、氏名、生年月日、住所、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）及び合否の別
四　前号の受験者の試験の合格年月日

２　前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ登録試験機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて帳簿への記載に代えることができる。
３　登録試験機関は、帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）を、資格試験業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。
４　登録試験機関は、次に掲げる書類を備え、試験を実施した日から三年間保存しなければならない。
一　試験の受験申込書及び添付書類
二　終了した試験の問題及び答案用紙

（立入検査を行う職員の証明書）
第四十八条の十五　法第三十条の十七第二項の身分を示す証票の様式は、様式第十二号の六によるものとする。

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（抄）
（利用範囲）
第九条　別表の各項の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（法令の規定により同表の当該各項の下欄に掲げる事務の全部若しくは一部を行うこととされている者又は当該事務に準ずる事務（個別の法律の規定に基づく事務を除き、当該事務の性質が同表の当該各項の下欄に掲げる事務と同一であることその他政令で定める基準に適合する事務に限る。）として主務省令で定めるもの（以下この項において「準法定事務」という。）を処理する者として主務省令で定めるもの（第十九条第八号において「準法定事務処理者」という。）がある場合にあっては、その者を含む。第四項において同じ。）は、同表の当該各項の下欄に掲げる事務（準法定事務を含む。同号において同じ。）の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。
２～６　（略）

別表（第九条関係）

一～七十七の二	（略）
七十七の三　厚生労働大臣	厚生労働大臣職業能力開発促進法によるキャリアコンサルタントの登録又は技能検定の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
七十八～百三十七	（略）

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（抄）
第四十三条の二の六　法別表七十七の三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　職業能力開発促進法第三十条の四第一項のキャリアコンサルタント試験の受験の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務
二～十三　（略）

○住民基本台帳法（抄）
別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十、第三十条の四十四、第三十条の四十四の十二、第三十条の四十四の十三関係）

一～七十一	（略）
七十一の二　厚生労働省又は職業能力開発促進法第三	職業能力開発促進法による同法第三十条の四第一項のキャリアコンサルタント試験の実施に関する事務であつて総務省令

十条の五第一項に規定する登録試験機関	で定めるもの
七十一の三～百二十三	（略）

○住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（抄）

（法別表第一の総務省令で定める事務）

第一条　（略）

２～１５７　（略）

１５８　法別表第一の七十一の二の項の総務省令で定める事務は、職業能力開発促進法第三十条の四第一項のキャリアコンサルタント試験の受験の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答とする。

１５９～２８４　（略）

（参考２）申請書様式

＜申請書様式一覧＞

・登録試験機関登録申請書（規則様式第 12 号の２）・・・・・・・・・・・・　i
・試験業務規程認可申請書（規則様式第 12 号の３）・・・・・・・・・・・・・　ii
・試験業務規程変更認可申請書（規則様式第 12 号の４）・・・・・・・・・　iii
・資格試験業務休止（廃止）許可申請書（規則様式第 12 号の５）・　iv

様式第十二号の二（第四十八条の六関係）

登録試験機関登録申請書

年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

申請者　法人の名称及び代表者の氏名

職業能力開発促進法第 30 条の５第１項の登録を受けたいので申請します。

法人の名称		
代表者の氏名		
住所		郵便番号（　　） 都道 府県 電話番号（　　）
事業所	名称	
	所在地	郵便番号（　　） 都道 府県 電話番号（　　）

注意

１　「事業所」欄には、業務を行う事業所の名称及び所在地を記入すること。業務を行う事業所が複数ある場合には、全て記載すること。

２　この用紙は、Ａ４のつづり込式とすること。

３　この申請書の提出部数は、正本及び副本各１通とする。

４　この申請書の正本には、職業能力開発促進法施行規則第 48 条の６第１項各号に規定する書類を、それらの書類の一覧表と共に添えること。

５　裏面に登録免許税納付書又は領収証書を貼り付けること。

様式第十二号の三（第四十八条の十関係）

試験業務規程認可申請書

年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

申請者　法人の名称及び代表者の氏名

職業能力開発促進法第 30 条の９第１項前段の認可を受けたいので申請します。

業務開始予定年月日	

注意

１　この用紙は、Ａ４のつづり込式とすること。

２　この申請書には、試験業務規程を添えること。

様式第十二号の四（第四十八条の十関係）

試験業務規程変更認可申請書

年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

申請者　法人の名称及び代表者の氏名

職業能力開発促進法第 30 条の９第１項後段の認可を受けたいので申請します。

変更しようとする事項	
変更しようとする年月日	
変更理由	

注意

１　この用紙は、Ａ４のつづり込式とすること。

２　この申請書には、試験業務規程（変更に係る部分に限る。）を添えること。

様式第十二号の五（第四十八条の十二関係）

資格試験業務休止（廃止）許可申請書

年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

申請者　法人の名称及び代表者の氏名

職業能力開発促進法第 30 条の 10 の許可を受けたいので申請します。

休止（廃止）しようとする業務の範囲	
休止（廃止）しようとする年月日	
休止（廃止）しようとする理由	

注意

この用紙は、Ａ４のつづり込式とすること。